



令和5年度 福島空港国際定期路線再開等利用促進事業

県では、福島空港の国際便を利用する団体等に対し、補助金を交付します。

※ 申請期限は事業開始日の15日前です。

対象団体	県内	・市町村 ・商工会、商工会議所、農協等の経済団体 ・その他、福島空港の利用促進に資する活動を行う非営利の団体等で、知事が特に認めるもの
	県外	・福島空港利用促進協議会の賛助会員
対象事業 (右記の要件をすべて満たすこと)	1. 上記団体等が自ら企画・立案し、主体となる事業であること (募集型旅行を利用する場合を含む)	
	2. 営利を目的としないこと	
	3. 次のいずれかの航空便を利用する事業であること (原則として往復利用) (1) 福島空港の国際定期路線を就航していた航空会社により運航され、発着地を上海又はソウルとする国際チャーター便を利用する事業であること (2) 福島空港の国際定期路線を利用する事業であること(令和5年11月末現在運休中) (3) 東アジア又は東南アジアの都市を就航先とする国際チャーター便を利用する事業であること	
	4. 1事業あたり、10名以上の参加者があること	
対象経費	1 渡航費 2 事業の実施に要する以下の諸経費 (1) 企画立案に要する経費(旅行会社への企画委託料を含む) (2) 渡航先での交流等に要する経費(通訳料、車両代等) (3) その他事業の企画及び実施において要する経費	
補助額	1 渡航費 以下により算出した額の合計額(上限300,000円)と事業の実施に要する渡航費の合計額を比較して、低い方の金額。 ① <u>参加者1人あたりの補助単価15,000円に利用者数を乗じて得た額</u> ② なお、行程上の都合などにより、やむを得ず片便利用とならざるを得ないと認められる場合には、補助単価を上記①の半額として積算した金額により算出する。 2 事業の実施に要する諸経費 <u>100,000円と事業の実施に要する諸経費の合計額を比較して、低い方の金額。</u>	

【お問い合わせはこちらまで】

福島県観光交流局空港交流課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

TEL:024-521-7127 FAX:024-521-7913

e-mail fkskuko@pref.fukushima.lg.jp

